

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の方が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する方で夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

申請される方は

申請書は、各学校の学生課にも設置していますが、市区町村窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページからも入手できます。

申請には、学生証（有効期限が表記されているもの）の写しまたは在学証明書が必要です。（在学証明書は原本を提出してください。）

提出先は、役場住民課戸籍年金係になります。

申請により承認された場合、承認期間は4月から翌年3月までの1年間です。引き続き学生納付特例制度をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳（お持ちの方）
- ② 印鑑
- ③ 在学期間が確認できる学生証の写しまたは在学証明書



平成31年4月から

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります！

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

●.....●
出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

◆対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

◆届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※届出ができるのは平成31年4月1日からです

◆届出先 役場住民課戸籍年金係

◆施行日 平成31年4月1日

◆添付書類

○出産前に届出する場合…母子手帳など出産予定日が確認できる書類

○出産後に届出する場合…役場において出産日が確認ができるため原則不要



問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155（25）8113

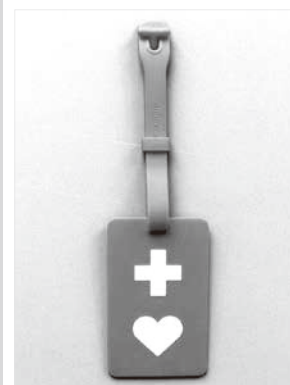
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213



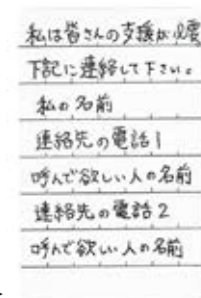
『ヘルプマーク・ヘルプカード』を希望される方へ

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や発達障がいの方など、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを伝えることで援助が得やすくなることを目的としています。



ヘルプマーク
カード本体 85mm×53mm
吊り下げバンド 24mm×11mm
付属シール 695mm×435mm



付属シール記入例▶

付属シールについて

「ヘルプマーク」の裏面に付属のシールを貼ることができます。シールには、「ヘルプマーク」の利用者が、周囲の方に伝えたい情報や必要とする配慮等の内容を記入することができます。

ヘルプマークを身に着けた方への配慮の例

①電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスに感じることがあります。

②駅や商業施設等で声をかける等の配慮

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

③災害時、安全に避難するための配慮

視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力で迅速な避難が困難な方がいます。

『ヘルプカード』とは

障がいのある方の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。そういう方々が困ったときに助けを求めるためのものです。また、このカードは「助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

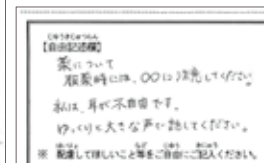
ヘルプカードの活用場面

- ①災害のとき
災害が発生したとき。災害に伴う避難生活が必要なとき。
- ②緊急のとき
道に迷ってしまったときやパニック発作等の発作や病気のとき。
- ③日常的に、ちょっとした手助けがほしいとき。

ヘルプカード▶



ヘルプカードの記入例



裏面には、氏名・住所・生年月日・血液型・かかりつけの医療機関等が書き込めるようになっています。

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越しください。

また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎（574）2214